

証券監督者国際機構「リテール向け仕組商品に対する規制」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、証券監督者国際機構（IOSCO）から本年4月に公表された「リテール向け仕組商品」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件の検討に当たり、我々は、以下コメントが、最終報告書に向けての作業の助けとなることを期待する。

<総論>

本邦におけるリテール向け仕組商品に対する規制は、投資家保護の促進を目的に、金融商品取引業者に加え、金融機関や投資家等も含めた、幅広い市場参加者に影響を与える規制として制定されている。特に、販売態勢や情報開示に重きを置いた規制であるが、導入以降、投資家保護の促進のみならず、仕組商品市場の発展にも大きく貢献してきたと考えている。

そういった過去の経験を踏まえ、リテール向け仕組商品に対する規制のあり方や、適切な監督のあり方の検討に当たっては、各国事情にもとづく、規制の導入経緯や特徴を、十分に考慮する必要があると考えている。したがって、我々としては、「本国・地域における規制の枠組みの特徴にもとづき、適切と考えられる規制対応を必要に応じて決定すべき」、という本市中協議報告書の記載に、全面的に賛意を表したい。

<各論>

(Q6) 規制当局による商品の事前承認プロセスの導入は、仕組商品が市場に出る前に規制当局が定めた基準に準拠するよう要求する機会を得ることで、投資家保護に資すると考えられる。一方、本報告書に記載の通り、投資家が、規制当局が商品を検査したと信じ、必要な情報収集を行わなくなるリスクや、それにより規制が機能しなくなるリスクがあることに十分留意したうえで、検討する必要があると考える。

また、本邦においては、多岐に亘る仕組商品が既に存在しており、新たに商品の事前承認プロセスを導入した結果、これまで適切に投資リスクを理解してきた投資家が、承認されない仕組商品への投資機会を失うリスクがある点も踏まえつつ、導入可否を検討する必要がある。

(Q9) 本邦においては、2012年12月の金融審議会にて、投資家へのより適切な情報提供の観点から、「運用報告書を二段階化することが適当」、「電磁的方法による運用報告書の提供を可能」とする内容の報告書が取りまとめられている。その後、2013年5月現在、上記報告書の内容を踏まえた「投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正案」が国会に上程されている。

本邦における規制導入に際しては、上記の議論の動向を踏まえたうえで、進める必要がある。